### 相 続 税 法 施 行 令 の 部 を 改 正 す る 政 令 新 旧 対

### 改正

後

## (相続税額から控除する贈与税相当額等)

第四条

相続税額から控除する贈与税相当額等)

改

正

前

照

表

ŋ

金額とする。

属する年分の贈与税額に、当該財産の価額の合計額のうち同条の規定によ

条第一項に規定する贈与により財産を取得した者に係る当該取得の日の

法第十九条の規定により控除する贈与税の税額に相当する金

格に算入された財産の価額の合計額のうちに占める割合を乗じて算出した

相続税の課税価格に加算された部分の金額が当該年分の贈与税の課税価

**四条** 法第十九条第一項の規定により財産を取得した者に係る当該取得の日の の合計額から同項の規定により百万円を控除する前の当該財産の価額 の開始前三年以内に取得した財産以外の財産にあつては、当該財産の価額 の開始前三年以内に取得した財産以外の財産にあつては、当該財産の価額 の開始前三年以内に取得した財産以外の財産にあつては、当該財産の価額 の計額から同項の規定により財産を取得した者に係る当該取得の日の お が 当該年分の贈与税額に、当該財産の価額の合計額のうち同項の規定によ の合計額から同項の規定により財産を取得した者に係る当該取得の日の の合計額から同項の規定により財産を取得した者に係る当該取得の日の の合計額がら同項の規定により財産を取得した者に係る当該取得の日の の合計額がら同項の規定により財産を取得した者に係る当該取得の日の

### 2 省

## |配偶者に対する相続税額の軽減の場合の財産分割の特例|

る日は、これらの場合の区分に応じ当該各号に定める日とする。情がある場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定め第四条の二 法第十九条の二第二項に規定する政令で定めるやむを得ない事

### ·二 省 略

関する調停又は審判の申立てがされている場合において、 長をする旨の審判若しくはこれに代わる裁判が確定したときを含む。 第一項ただし書(相続の承認又は放棄をすべき期間)の規定により相続  $\mathcal{O}$ 割の禁止)の規定により遺産の分割が禁止され、又は同法第九百十五 て、当該相続又は遺贈に関し、民法 当該相続又は遺贈に係る申告期限の翌日から三年を経過する日にお をする旨の調停が成立し、又は当該分割の禁止若しくは当該期間 承認若しくは放棄の期間が伸長されている場合(当該相続又は遺贈に 百八条第一項若しくは第四項 L 当該分割の禁止がされている期間又は当該伸長がされている期間が経 た日 (遺産の分割の方法の指定及び遺産の分 (明治二十九年法律第八十九号) 当該分割の禁 の伸 条 第い

### **2** 同

(配偶者に対する相続税額の軽減の場合の財産分割の特例

### 第四条の二 同 上

### 一・二同上

### 2 ~ 4

上

同

2 { 4

### 相続時精算課税選択届出書の提出)

第五条 法第二十一条の九第二項の規定による同項に規定する届出書(以下第五条 法第二十一条の九第二項の規定による同時書を提出するときは、相続時精算課税選択届出書」という。)の提出は、同条第一項の贈与を

### 2 · 3 省略

4 前項に規定する場合において、同項の贈与に係る法第二十八条第一項の足出は成らない。 いる 中告書の提出期限 (以下この項において「相続税の申告期限」という。)が到来するときは、相続時精算課税選択届出書の提出は、当該相続税の申告期限までにしなければならない。この場合に、規定による申告書の提出期限をした者の死亡に係る法第二規定による申告書の提出期限をした者の死亡に係る法第二人でしなければならない。

# [格から控除する金額の計算) (特定贈与者ごとの贈与税の課税) (特定贈与者が二人以上ある場合における特定贈与者ごとの贈与税の課税)

第五条の二 て計算するものとする。 控除する金額は、 項に規定する特定贈与者(以下「特定贈与者」という。 贈与税の課税価格が当該課税価格の合計額のうちに占める割合を乗じ 産を取得した場合には、 相続時精算課税適用者」という。 法第二十一条の九第五項に規定する相続時 特定贈与者の異なるごとに、 法第二十一 条の十 がその年中において二人以上の同 六十万円に、 の二第 精算課税適用者 項 からの贈与によ の規定により 特定贈与者ご

## 相続税額の加算の対象とならない相続税額)

相続時精算課税適用者の法第十七条の規定により算出した相続税額に当該して政令で定めるものは、特定贈与者の死亡に係る相続税の計算において規定により読み替えて適用される法第十八条第一項に規定する相続税額と第五条の二の二 法第二十一条の十五第二項又は第二十一条の十六第二項の

### 、相続時精算課税選択届出書の提出)

の所轄税務署長にしなければならない。した者ごとに、法第二十八条第一項の規定による申告書に添付して納税地した者ごとに、法第二十八条第一項の規定による申告書に添付して納税地第五条 法第二十一条の九第二項の規定による同項に規定する届出書(以下

### 2 3 同 上

## (相続税額の加算の対象とならない相続税額

下「特定贈与者」という。)の死亡に係る相続税の計算において同項に規政令で定めるものは、法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者(以により読み替えて適用される法第十八条第一項に規定する相続税額として第五条の二 法第二十一条の十五第二項又は第二十一条の十六第二項の規定

五第二 財産 与者 産 得た額とする。 計算された課税価格に算入された財産の価額のうちに占める割合を乗じて 法第十九条及び第二十一条の十四から第二十一条の十八までの規定により 精算課 法第二十 贈与 項 贈与 |で当該特定贈与者の法第十八条第一項に規定する一親等の血 - 続時精算課税適用者の法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財 間 から の規定の適用を受ける財 内に当該特定贈与者から取得したもの(以下この 項又は第二十一条の十六第二項の規定により読み替えて適用される 税適用者に係る特定贈与者の死亡に係る相続税の法第二十一条の十 財 と 財 いう。 産の 産 条の十 親等時贈与財 という。 価 額から調整控除額を控除した残額) とを取得した年分につ の二第 産と一 の価額 項の規定による控除をした残額 産 親等時 から当該期間内の各年分の贈与税につ (次項に **吋贈与財** において いては、 産以外の 当該年分における 親等時贈与財産以外の の合計額が当該相続時 条において 法第二十一 (当該特定 族であつた 条の 親等 九第 いて

2 除 取 た金額に当該年分における第 得した財 項に規定する調 掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額をいう。 産 の価額から法第 整 控除 額 でとは、  $\mp$ 号に掲げる価額が当該年分における第 そ 条の十 0 年分に *(*) お 1 第 7 同 項の 項  $\mathcal{O}$ 規 特 **然定により控** 行定贈与者か

### 一親等時贈与財産の価額

## 相続時精算課税の適用のための読替え)

第 五 する者 るのは 時精算課税適用者及び当該特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取 てこの法律の施行地に住所を有しない者に限る。 した者に 条の 一号の規定に該当する者 適用については、同条第一項中「又は第二号の規定に該当する者」とあ する者」 住 匹 所を有する者に限る。 「若しくは第二号の規定に該当する者又は同項第五号の規定に該当 (当該相続に係る被相続人の相続開始の時においてこの法律の 係る相続税の計算についての法第十三条第一項及び第二項の規 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相 とあるのは (当該相続に係る被相続人の相続開始 一若し ر کر くは |第四号の規定に該当する者又は同項第 同条第一 二項中 )」とする。 「又は第四号の規定に の時 Ë 施行 お 定 得

> 二項の規定により読み替えて適用される法第十九条及び第二十一条の十四 財 から第二十一条の十八までの規定により計算された課税価格に算入された  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ でする相 産 死亡に係る相続税の法第二十一条の十五第二項又は第二十一条の十六第 から取得したものの価額が当該相続時精算課税適用者に係る特定贈与者 |第十八条第一項に規定する一親等の血族であつた期間内に当該特定贈与 法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産で当該特定贈与者の 法第十七条の規定により算出した相続税額に当該相続時精算課税適用者 の価額のうちに占める割合を乗じて得た額とする。 続 時精 算 課 税適用 者 (以 下 「相続時精算課税適用者」 という。

## 、相続時精算課税の適用のための読替え)

第五 する者 のは 時精算課税適用者及び当該特定贈与者から相続又は遺贈により財 相 地に住所を有する者に限る。 る  $\mathcal{O}$ 一条の四 のは 続人の相続開始 適用については、 た者に係る相続税の計算についての法第十三条第一項及び第二項 )」とする。 「該当する者又は同項第五号の規定に該当する者 「若しくは第二号の規定に該当する者又は同項第五号の規定に該当 (当該相続に係る被相続人の相続開始の時においてこの 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかつた相 の時においてこの法律の施行地に 同条第一項中「又は第二号の規定に該当する者」とあ ) 」 と、 同条第二項中 住所を有 該当する者」 (当該 しない 相続に係る被 法 律 産 とある 中の施行 者に限 の規定 を取得

3

規定により同項に規定する相続人が承継した相続税の納税に係る義務を除 二号中「相続税額」とあるのは「相続税額(法第二十一条の十七第一項の のに係る贈与を含む。)」とする。 与により取得した財産で法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるも 項第一号中「遺贈」とあるのは「遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈 当該課税価格を除く。)」と、第四条の三第二号中「価額」とあるのは「 税額を除く。)」と、「贈与税の課税価格」とあるのは「贈与税の課税価 十一条の十三の規定により計算される贈与税額がある場合には、当該贈与 く。)」と、第四条第一項中「贈与税額」とあるのは「贈与税額 び法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者」と、同項第 用については、第三条第一項中「包括受遺者」とあるのは「包括受遺者及 条の九第三項の規定の適用を受けるものの 額と当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で法第二十 法第二十一条の九第三項の規定の適用がある場合のこの政令の規定の適 (法第二十一条の十の規定により計算される課税価格がある場合には、 項の 規定による控除をした残額との合計額」と、第四条の四第四 価額から法第二十一条の十一 (法第二

### 

第五条の六 出書の提出は、法第二十一条の九第一項の贈与をした者ごとに、 により財産を取得した者の死亡の時に [書を提出するときは 添付してしなければならない。 ば ならない。 法第二十一条の十八第一 この場合に 相続時精算課 お 項の規定による相続時精算課税選択届 **税選択** おける納税地の 第 届出書の提出 条第 所 項 轄税務署長にしな は 規 定に 当 当該贈与 |該申告書 よる申

を含む。) 」とする。

を含む。) 」とする。

を含む。) 」とする。

を含む。) 」とがる。

を含む。) 」と、同条中「取得した財産(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産の規定の適用を受けるものを含む。) 」と、同条中「取得した財産(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で第二十項及び第二十条の二の規定の適用については、同項中「財産」とあるのはと含む。) 」と、同条中「取得した財産で第二十分の土第二十分の土第二十分の土第二十分の土第二十分の土第二十分の土第二十十条の土第二

贈与により取得した財産で法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける 当該課税価格を除く。)」と、第四条の三第二号中「財産」とあるのは「 税額を除く。)」と、 規定により同項に規定する相続人が承継した相続税の納税に係る義務を除 二号中「相続税額」とあるのは「相続税額(法第二十一条の十七第一項 用については、第三条第一項中「包括受遺者」とあるのは「包括受遺者及 財産(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で法第二十 格(法第二十一条の十の規定により計算される課税価格がある場合には、 十一条の十三の規定により計算される贈与税額がある場合には、当該贈与 く。)」と、第四条第一項中「贈与税額」とあるのは 一条の九第三項の規定の適用を受けるものを含む。)」と、第四条の四第 項第一号中「遺贈」とあるのは「遺贈(当該相続に係る被相続人からの 法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者」と、 法第二十一条の九第三項の規定の適用がある場合のこの政令の のに係る贈与を含む。)」とする。 「贈与税の課税価格」とあるのは「贈与税の課税価 「贈与税額 規 (法第二 同 定 項  $\mathcal{O}$ 第  $\mathcal{O}$ 

# 続時精算課税選択届出書の提出)(相続時精算課税選択届出書を提出しないで死亡した者の相続人に係る相(

者の死亡の時における納税地の所轄税務署長にしなければならない。八条第二項の規定による申告書に添付して当該贈与により財産を取得した出書の提出は、法第二十一条の九第一項の贈与をした者ごとに、法第二十第五条の六 法第二十一条の十八第一項の規定による相続時精算課税選択届

### 2 { 4 同 上

### 贈与税の連帯納付義務の範囲

第十一条 分に応じ、当該各号に定める金額とする。 する贈与をした者の当該贈与をした財産につき次の各号に掲げる財産の区 法第三十四条第四項に規定する政令で定める金額は、 同項に規定

- 法第二十一条の十一の二から第二十一条の十三までの規定により計算さ た贈与税額 産を取得した者の当該財産を取得した年分において当該財産について 法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産 当該贈与により
- 与税の課税価格(当該財産について法第二十一条の十の規定により計算 る場合には、当該贈与税額を除く。)に当該財産の価額が当該年分の贈 れた課税価格がある場合には、当該課税価格を除く。 の二から第二十一条の十三までの規定により計算された贈与税額があ 財産を取得した年分の贈与税額 前号に掲げる財産以外のもの 産 の価額のうちに占める割合を乗じて算出した金額 当該贈与により財産を取得した者の当 (当該財産について法第二十一条の十 )に算入された

## 納の許可の申請に係る手続に関する期限が延長される事由等)

### 第十六条の二 略

- 3 号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。 法第三十九条第二十二項第二号に規定する政令で定める期間 は、 次の各
- 間 のうちいずれか長い期間 第一項第一号に掲げる事由に該当する場合 次のイ又は口に掲げる期
- 百 つた日までの期間 五十二条第二項 イの者が死亡した日の翌日から当該者の相続財産について民法第九 (相続財産の清算人の選任) の規定による公告があ

## |納の許可の申請に係る手続に関する期限が延長される事由等)

第十九条の四

### (贈与税の連帯納付義務の範囲

### 第十一条 同

税額 法第二十 財産を取得した者の当該財産を取得した年分において当該財産について 法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産 一条の十二及び第二十一条の十三の規定により計算された贈与 当該贈与により

二 前号に掲げる財産以外のもの 税価格 二及び第二十一条の十三の規定により計算された贈与税額がある場合に 二及び第二十一条の十三り見旨ここり上していて法第二十一条の十該財産を取得した年分の贈与税額(当該財産について法第二十一条の十該財産を取得した者の当 額のうちに占める割合を乗じて算出した金額 税価格がある場合には、当該課税価格を除く。)に算入された財 は、当該贈与税額を除く。)に当該財産の価額が当該年分の贈与税の課 (当該財産について法第二十一条の十の規定により計算された課 発の価

## (延納の許可の申請に係る手続に関する期限が延長される事由等)

### 2 第十六条の二 同 同

上

- 3 同 上上
- 同 上

### 同

百五十二条第二項 つた日までの期間 イの者が死亡した日の翌日から当該者の相続財産について民法第九 (相続財産の管理人の選任) の規定による公告があ

### 同

## 物納の許可の申請に係る手続に関する期限が延長される事由等)

第十九条の四

同

上

### 5

- 2
- 3 号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。 法第四十二条第二十八項第二号に規定する政令で定める期間 第一項第一号に掲げる事由に該当する場合 次のイ又はロに掲げる期 は、 次の各

間

このうちいずれか長い期間

- 百五十二条第二項 つた日までの期間 五十二条第二項(相続財産の清算人の選任)の規定による公告があイの者が死亡した日の翌日から当該者の相続財産について民法第九

## 、贈与税の申告内容の開示請求の方法等!

第二十七条

2

相続人の死亡の時において当該被相続人が次の各号に に該当するかに応じ当該各号に定める場所とする。 法第四十九条第一項に規定する政令で定める場所は、 掲げる場合のいずれ 同項に規定する被

5 条第一項各号に掲げる金額ごとに開示するものとする。 税務署長は、 法第四十九条第三項の規定により開示をする場合には

調書の提出を要する損害保険契約の保険金等)

第三十条

省

2

3 2 同同

上上

同 上

同

口 百五十二条第二項 つた日までの期間 イの者が死亡した日の翌日から当該者の相続財産について民法第九 (相続財産の管理人の選任) の規定による公告があ

同 上

## (贈与税の申告内容の開示請求の方法等)

第二十七条 上同 上

2 3 同

相続人の死亡の時において当該被相続人が次に掲げる場合のいずれに該当 するかに応じ当該各号に定める場所とする。 法第四十九条第一項に規定する政令で定める場所は、 同項に規定する被

一~三 同 上

同

- 5 税価格の合計額(法第十九条第二項に規定する特定贈与財産の価額を除く 税務署長は、 を次に掲げる金額ごとに開示するものとする。 法第四十九条第二項の規定により同 条第 項に規 定 する課
- り取得した財産の価額 被相続人に係る相続の開始前三年以内に当該 (次号に規定する価額を除く。 被 (相続人 八からの 額り
- 規定の適用を受けたものの価額の合計額被相続人からの贈与により取得した財産 で法第三  $\mp$ 条の九第三項の

## (調書の提出を要する損害保険契約の保険金等)

第三十条 同

同

上

3 2 項を記載した申請書を同条第六項に規定する所轄税務署長 を提出すべ る同項第一 法第五十 一号に規定する光ディスク等の種類その他の財務省令で定める事 き者は、 九条第六 その者の氏名又は名称及び住 項の承認を受けようとする同 所 条 第 その提出しようとす 五 一項に規定 (以下この条に する調書

- 3 法第五十九条第七項の承認を受けようとする同条第五項に規定する調整の 3 法第五十九条第七項の承認を受けようとする同条第五項に規定する同条第五項に規定する調整の同項に規 3 法第五十九条第七項の承認を受けようとする同条第五項に規定する調書
- した者に対し、その旨を書面により通知するものとする。 の申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、その申請を 前項の所轄税務署長は、同項の申請書の提出があつた場合において、そ
- とみなす。ととした旨の通知がなかつたときは、同日においてその承認があつたものら二月を経過する日までにその申請につき承認をし、又は承認をしないこら二月を経過する日までにその申請につき承認をし、又は承認をしないこ

### 附則

(施行期日)

規定は、令和五年四月一日から施行する。第三項第一号ロの改正規定並びに第三十条の改正規定並びに附則第七条の第一項第三号の改正規定、第十六条の二第三項第一号ロ及び第十九条の四第一条。この政令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第四条の二

## 怕続時精算課税選択届出書の提出に関する経過措置)

|||第五条において「新相続時精算課税選択届出書」という。) について適 産を取得する者が提出する同項に規定する相続時精算課税選択届出書 与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。 規定は、 の例による。 行令第五条第 7 施行日前に贈与により財産を取得した者が提出する改正前の相続税 改正後の相続税法施行令 この政令の施行の日 旧相 続時精算課税選択届出書」という。 項 に規定する相続時精算課税選択届 (以 下 (以下「新令」という。 「施行日」という。 以下同じ。 については 出書 以 第五条第一 後に贈与 (附則第五条 により財 なお従 項の

あつたものとみなす。

・前二項の所轄税務署長は、これらの規定の申請書の提出があつた場合においてととしたときは、同日において、その申請書の提出があった場合において、その申請書の表出があった場合において、その申請書の指出があった場合において、その申請書の指出があった場合において、その申請としたときは、おいて、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、おいて、の所轄税務署長は、これらの規定の申請書の提出があった場合に前二項の所轄税務署長は、これらの規定の申請書の提出があった場合に

6

5

## (相続税額の加算の対象とならない相続税額に関する経過措置)

る相続税については、なお従前の例による。産に係る相続税について適用し、施行日前に贈与により取得した財産に係第三条 新令第五条の二の二の規定は、施行日以後に贈与により取得する財

## (相続時精算課税の適用のための読替えに関する経過措置)

した財産に係る相続税については、なお従前の例による。 り取得する財産に係る相続税について適用し、施行目前に贈与により取得第四条 新令第五条の四第二項及び第三項の規定は、施行日以後に贈与によ

# 続時精算課税選択届出書の提出に関する経過措置)(相続時精算課税選択届出書を提出しないで死亡した者の相続人に係る相

については、なお従前の例による。 前に贈与により財産を取得した者が提出する旧相続時精算課税選択届出書 得する者が提出する新相続時精算課税選択届出書について適用し、施行日 第五条 新令第五条の六第一項の規定は、施行日以後に贈与により財産を取

## (贈与税の連帯納付義務の範囲に関する経過措置)

贈与税については、なお従前の例による。
に係る贈与税について適用し、施行日前に贈与により取得した財産に係る第六条 新令第十一条各号の規定は、施行日以後に贈与により取得する財産

# 経過措置)(延納の許可の申請に係る手続に関する期限が延長される事由等に関する)(延納の許可の申請に係る手続に関する期限が延長される事由等に関する)

第七条 関する経過措置) ける同法第一条の規定による改正前の民法第九百五十二条第二項 る法律 場合における新令第十六条の二第三項第一号ロ及び第十九条の四第三項第 九号)第九百五十二条第一項の規定により相続財産の管理人が選任された 第二十四号)第一条の規定による改正前の民法(明治二十九年法律第八十 号ロの規定の適用については、これらの規定中「民法第九百五十二条第 (相続財産の清算人の選任) 令和五年四月一日前に民法等の一部を改正する法律(令和三年法律 (令和三年法律第二十四号) の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお 」とあるのは、 附則第四条第四項 「民法等の (相続財産の清算に 部を改正す (相続財